

# 津久見市議会 議会だより発行要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、津久見市議会基本条例（平成26年津久見市条例第28号）第22条の規定に基づき、議会活動について市民に対する説明責任を十分に果たすとともに、議会の活動を広く市民に周知することを目的に発行する津久見市議会だより（以下「議会だより」という。）の発行に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (発行)

第2条 議会は、議会活動の状況を市民に周知し、併せて市民の意思を求め、市政の発展に寄与するため、予算の範囲内で議会だよりを発行する。

2 議会だよりは、定例会後これを発行する。ただし、必要があると認めたときは、臨時に発行することができる。

3 議会だよりの発行については、津久見市議会広報委員会設置要綱（以下「広報委員会設置要綱」という。）第3条第2項に定める委員で発行するものとする。

## (掲載事項)

第3条 議会だよりに掲載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 定例会及び臨時会に関すること。
- (2) 各種委員会に関すること。
- (3) 請願等に関すること。
- (4) 議会の活動全般に関すること。
- (5) その他必要と認めること。

2 個人の意見見解を掲載することはできない。

## (配布範囲)

第4条 議会だよりは、市内各世帯その他必要と認める者に無料で配布する。

2 市内各世帯への配布は、市長に依頼して行う。

## (補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、議会だよりの発行に関し必要な事項は、広報委員会設置要綱第3条第2項に定める委員の代表者が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。